

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

令和3年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和3年5月6日午前9時00分、第2回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 伊藤 武 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 4 今泉吉人

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 (承認第4号)専決処分の承認について
- 日程第8 (承認第5号)専決処分の承認について
- 日程第9 (承認第6号)専決処分の承認について
- 日程第10 (承認第7号)専決処分の承認について
- 日程第11 (議案第43号)令和3年度設楽町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第 12 (議案第 44 号)令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算
日程第 13 議長辞職の許可 (追加)
日程第 14 (選挙第 1 号) 議長の選挙 (追加)
日程第 15 副議長辞職の許可 (追加)
日程第 16 (選挙第 2 号) 副議長の選挙 (追加)
日程第 17 議席の一部変更 (追加)
日程第 18 設楽ダム対策特別委員辞職の件 (追加)
日程第 19 設楽ダム対策特別委員の選任 (追加)
日程第 20 (選挙第 3 号) 東三河広域連合議会議員の選挙について (追加)
日程第 21 (選挙第 4 号) 北設広域事務組合議会議員の選挙について (追加)
日程第 22 (同意 2 号) 監査委員の選任について (追加)
日程第 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (追加)
日程第 24 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について (追加)

会 議 録

開会 午前 8 時 58 分

議長 皆さん、おはようございます。本日、今泉吉人君から奥様の病氣療養についての欠席届が出ていますので御承知置きをください。ただいまの出席議員は、11 名です。定足数に達していますので、令和 3 年第 2 回設楽町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長 次に、日程に移る前に申し合わせによる議長の任期 2 年が満了となりますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 8 時 59 分

再開 午前 9 時 01 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで議事進行を副議長と交代いたします。

〔議長自席に着く、副議長登壇し議長席に着く〕

副議長 失礼します。それでは、議事を始めます。議長松下好延君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。「議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第13とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。「議長辞職の許可」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長 それでは、ただ今より「議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第117条の規定により松下好延君の退場を求めます。

〔松下議長退場〕

副議長 それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。お願いします。

議会事務局長 令和3年5月6日 設楽町議会副議長殿。設楽町議会議長松下好延。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

副議長 ありがとうございます。

お諮りします。松下好延君の「議長の辞職」を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。松下好延君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。

副議長 松下好延君の入場を許します。

〔松下議員入場〕

副議長 それでは、議長を辞職されました松下好延君から御挨拶をいただきたいと思えます。

12 松下 議長を退任するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。就任し2年、皆さんの御支援と御協力をいただき、コロナが1年間続いておりますので、初めの1年は、それなりの行動をしてみましたが、2年目になりました。大分業務の方も縮小されて寂しい思いもしましたが、2年間の中で大過なく職責を果たしましたことに対しまして熱く御礼を申し上げます。退任いたしましても、町政の発展と住民福祉に願う心は皆様と同じでございまして、変わらぬ御指導とお願いを申し上げまして、まことにありがとうございました。

副議長 松下好延君の挨拶は終わりました。ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、日程第 14 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定をしました。

副議長 日程第 14 「議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 9 時 07 分

再開 午前 9 時 10 分

副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。「議長の選挙」を行います。投票によります。選挙の方法は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
〔議場を閉める〕

副議長 ただいまの出席議員は、11 名です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番七原剛君と、2 番原田直幸君を指名します。投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

副議長 投票用紙の漏れはございませんか。

(なし)

副議長 なしと認めます。投票箱を点検はよろしいでしょうか。

〔投票箱の点検〕

副議長 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番から順番に投票お願いします。順にお願いします。

〔投票〕

副議長 投票漏れはございませんか。

(なし)

副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。七原君と原田君。よろしく願いいたします。

〔開票〕

副議長 では、投票結果の発表をいたします。投票総数 11 票。得票総数 11 票。無効 0。有効投票のうち 8 番山口伸彦君、失礼しました、9 番山口君が 8 票です。金田文子君が 3 票。したがって、有効法定得票数は 3 票ですので、4 分の 1 以上の得票、したがって 8 票の山口伸彦君に決定しました。当選されました。議場の出入口を開いてください。

〔議場を開く〕

副議長 山口君がここにおりますので告知します。当選です。

これで、議事進行を議長に交代いたしたいと思います。御協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いいたします。

〔副議長自席に戻る、議長着席〕

議長 皆さん、こんにちは。ただいま議長選挙ということで、皆様の御推挙を賜りまして、議長という重席に拝命させていただきました山口でございます。

なにせ、現在コロナの緊急事態、また、愛知県においては、まん延防止の最中で、なかなか議会、また、町行政においても思うような活動が足踏みせざるを得ない状況ではございますが、現在進んでおりますダム事業の推進、特に今後想定されます事業と共に、町の将来に向けた絵がなかなか見えてこないというようなことに関しなが、議会としても全力でダム建設後の設楽町というものをじっくり見据えながら提言していきたいと思っております。

また、郡、県の議長会におきましては、今期設楽町が郡の議長会長に順番が回ってくるということに関連しまして、郡の議長会長は県の理事となります。そのような流れの中で、大変、外に向けて多忙な議長職になろうかと思っておりますけれども、皆様の御協力を得ながら、議会の運営に関しましては、皆様が納得するような議会運営を図っていきたく、そのように考えております。

本年度、また来年度と、相次ぐ選挙がございます。町長選を始め、想定される議員補欠選挙、それから、衆議院の選挙。来年度になりますと、県議選、そして、また我々の町議選と。この 2 年間で大きな選挙が展開されてまいります。それぞれ、議員の皆さんが町民の皆さんに指示を得られるような活動を支えていきたい。そのような中で、一生懸命今まで積み重ねました経験を基に、皆さんの活動を支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 次の日程に移る前に、申し合わせによる副議長の任期2年が満了となりますので、ここで暫時休憩としたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時25分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。副議長高森陽一郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。「副議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第15とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

「副議長辞職の許可」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長 「副議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第117条の規定により高森陽一郎君の退場を命じます。

〔高森副議長退場〕

議長 それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 令和3年5月6日。設楽町議会議長殿。設楽町議会副議長高森陽一郎。辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長 お諮りします、高森陽一郎君の「副議長の辞職」を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の辞職」を許可することに決定いたしました。

議長 高森陽一郎君の入場を許可します。

〔高森陽一郎議員入場〕

議長 副議長を辞職されました高森陽一郎君から挨拶をいただきたいと思いません。

11 高森 失礼いたします。ただ今副議長を辞職しました、高森陽一郎です。2年間本当にありがとうございました。特に活性化委員会では、かなり暴走して皆さんに迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。おかげで、自分の知らない世界をたくさん体験させていただきましたことを誠に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。失礼します。

議長 高森陽一郎君、御苦勞様でございました。ただ今副議長が欠けました。お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、日程第16とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

暫時休憩といたします。議員の方は委員会室にお集まりください。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時33分

議長 それでは、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場を閉める]

議長 ただいまの出席議員数は、11名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番七原剛君、及び2番原田直幸君を指名します。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

[投票用紙の配布]

議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議長 配布漏れなしとみとめます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

議長 異常なしと認めます。ただいまから投票します。1番から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

議長 投票漏れはございませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番七原剛君、2番原田直幸君。開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票です。有効投票中、加藤弘文君8票、金田文子君3票。以上であります。したがって加藤弘文君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

議長 加藤弘文君がここにいますので告知します。副議長、あいさつをお願いいたします。

〔副議長発言台にて挨拶〕

3加藤 こんにちは。ただいま、設楽町議会副議長に御推挙いただきました、加藤弘文です。ありがとうございます。初めての任務ですので、学ぶことが多いと思いますが、設楽町議会が、設楽町政において、町民のために正常に機能するよう、その機能を果たせるよう、力を尽くしたいと思えます。御協力をまたよろしくをお願いいたします。
以上です。

議長 ただいま、議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部が変更となりました。お諮りします。「議席の一部変更」を日程に追加し、日程第17とし、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「議席の一部変更」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。ここで、休憩したいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の皆さんは委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時49分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。変更議席表を発表します。
1番七原剛君。2番原田直幸君。3番今泉吉人君。4番松下好延君。5番

金田敏行君。6番金田文子君。7番高森陽一郎君。8番伊藤武君。9番土屋浩君。10番田中邦利君。11番加藤弘文君。12番山口。

以上であります。

それでは、早速であります。指定された議席に着席を移動してください。

〔変更議席に着席〕

議長 席の移動もできましたようですので、早速、本臨時会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

5 金田(敏) 令和3年第5回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和3年第2回臨時会第1日の運営につきましては、令和3年4月28日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1、日程第2につきましては、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」につきましては、議長より、「例月出納検査結果と議員派遣について」の報告があります。

日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。

本日提案されている案件は、町長提案6件で、議会提案2件です。

日程第5「常任委員の選任」から順次1件ごとに上程しますが、日程第7と日程第8は、それぞれ単独上程、単独審議、単独採決です。

日程第9と日程第10は、一括上程し、それぞれ単独審議、単独採決です。

日程第11と日程第12も、一括上程し、それぞれ単独審議、単独採決です。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告がありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番七原剛君、2番 原田直幸君 を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は本日 1 日と決定いたしました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を、行います。

議長として「例月出納検査結果」の報告をします。

監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、令和 3 年 3 月及び 4 月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。新年度、最初の臨時議会ということで、皆様方、ご参集賜りまして、ありがとうございます。

ただ今は新議長に山口伸彦さん、そして新副議長に加藤弘文さんが選任されました。

誠にもっておめでとうございます。執行部といたしましても心からお喜び申し上げますとともに、今後の活躍を御期待申し上げます。

また、このあと、各委員会の正副委員長はじめ、議会の構成が決定されるものと思っております。私たち執行部も頑張ってまいりますので、活気のある設楽町を目指して、まい進していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に令和 2 年度に完成いたしました、各種の公共施設の竣工式について報告いたします。

3 月 30 日に挙行いたしました八橋斎苑の竣工式には、議員各位の御出席を賜りありがとうございました。また、5 月 13 日に「道の駅したら」、同じく 25 日には「田口クリーンセンター」と、「田口浄化センター」の竣工式を計画してまいりましたが、愛知県に「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が適用されたことから、「道の駅したら」の竣工式は、規模を縮小して開催をし、田口クリーンセンターと田口浄化センターの竣工式は、延期することといたしました。今後は、新型コロナの状況を考慮しながら、開催方法等を検討してまいりたいと存じますので、よろしくお

願いいたします。

また、田口地区の公共下水道は、4月1日より供用を開始し、本日現在で15件の申込みがされ、そのうち3件については接続工事を完了したところであり、今後も順次接続を進めて行く予定であります。

なお、「道の駅したら」につきましては、5月13日の正午に予定どおりオープンを計画しておりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が、4月20日から愛知県に適用されています。また、25日からは、東京、大阪、京都、兵庫に緊急事態宣言が、発令されました。

このような中、設楽町では、高齢者への新型コロナワクチン接種について、4月26日から専用コールセンターを開設し、予約の受付を開始しました。26日は、終日電話が鳴り止まず、電話がつながらないという苦情も数多くいただきました。町民の皆様には、御迷惑をおかけしたところであります。現在でも、少し電話がつながりにい状況が残っておりますが、先週の金曜日、4月30日の時点で、施設入所を除いた、これは高齢者の施設入所者を除いた65才以上高齢者——対象が2,297名おみえになりますが、この中で1,662名、約72%の方の予約を受け付けたところであります。ワクチンの確保については、要望どおり町に届いており、今後は、5月17日から開始する集団接種を順調に実施できるよう調整を進めてまいります。

本日は、条例改正の専決承認1件、補正予算の専決承認3件、補正予算2件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 日程第5「常任委員の選任」を議題とします。

お諮りします。ここで、休憩したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時21分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任につきまして、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、総務建設委員に、原田直幸君、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、伊藤武君、山口。文教厚生委員に、七原剛君、加藤弘文君、今泉吉人

君、高森陽一郎君、土屋浩君、田中邦利君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。常任委員は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いいたします。

総務建設委員会は、議長室。文教厚生委員会は、議員控室で委員会を開催してください。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 34 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。常任委員会における正副委員長の互選について報告がありました。総務建設委員会は委員長に 5 番金田敏行君、副委員長に 2 番原田直幸君が選任されました。文教厚生委員会は委員長に今泉吉人君、副委員長に七原剛君が選任されましたので、御承知おきいただきたいと思ひます。

議長 お諮りします。ここで暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩いたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 11 時 03 分

議長 休憩を閉じまして、会議に入ります。「設楽ダム対策特別委員会の選任」を日程に追加し、日程第 19 とし、日程の順序を変更して、ただちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員会の選任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定します。

日程第 19 「設楽ダム対策特別委員の選任」を議題といたします。

今、休憩時に選任をしていただきましたので、事務局より委員の発表をお願いいたします。

議会事務局長 それでは、発表させていただきます。設楽ダム対策特別委員でございます。伊藤武議員、原田直幸議員、高森陽一郎議員、金田敏行議員、加藤弘文議員、金田文子議員の6名でございます。

議長 ただ今報告のとおり、委員会条例第7条第1項の規定によって、以上発表いたしました6名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 設楽ダム対策特別委員会は、ただ今指名したとおり選任することに決定をいたしました。なお、正副委員長も共に検討していただいておりますので、事務局長より報告をお願いいたします。

議会事務局長 失礼します。設楽ダム対策特別委員長でございますが、伊藤武議員、副委員長に、原田直幸議員でございます。

以上です。

議長 設楽ダム対策特別委員会における正副委員長の互選について報告がありました。

設楽ダム対策特別委員会は委員長に伊藤武君、副委員長に原田直幸君が選任されましたので、御承知置きいただきたいと思っております。

議長 続きまして、日程第6「議会運営委員の選任」を議題とします。

お諮りします。ここで、暫時休憩としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、原田直幸君、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、伊藤武君、田中邦利君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員は、ただ今指定したとおり選任することに決定しました。議会運営委員会は、次の休憩中に正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員会の方は委員会室へお集まりください。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 16 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選について報告がありました。

議会運営委員会は、委員長に 10 番田中邦利君、副委員長に 8 番伊藤武君が選任されましたので、御承知置きいただきたいと思えます。

議長 日程第 7、承認第 4 号「専決処分の承認について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、ただ今から本臨時会における承認第 4 号から第 7 号までの「専決処分の承認について」は、いずれも「地方自治法」第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第 4 号「専決処分の承認について」。5 ページですね。

専決処分書及び令和 2 年度設楽町一般会計補正予算(第 9 号)を御覧ください。

本件につきましては、先の 12 月議会及び 3 月議会で可決されました令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算において、管渠布設工事(R2-1)、管渠工事(舗装復旧工)及び下水道処理場整備工事に係る「繰越明許費」の財源として、一般会計からの繰入金を充当していますが、一般会計補正予算における「繰越明許費」が計上漏れでありましたので、今回一般会計補正予算(第 9 号)の第 1 表「繰越明許費」に公共下水道特別会計繰出金 34,681 千円を新たに設定する必要があるため、3 月 31 日に専決処分したものであります。

なお、予算現額の増減はありませんが、3 月議会終了後の補正予算ということで、大変申し訳ありませんでした。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) ただ今、計上漏れだったという言葉が聞こえたのですが、どういうときに計上漏れが起こって、今後防ぐにはどのようなことをお考えでし

ようか。

生活課長 申し訳ございません。先ほどの副町長からの説明のとおり、3月議会終了後に、本来一般会計からの繰入金のほうも繰り越しておかなければならないものを、私の失念で繰越をしなかったということで、急きょ専決処分をさせていただいたということで、今回議会のほうに専決処分の承認をお願いしているものであります。今後につきましては、会計の中身をしっかりと精査しまして、このようなことがないように気を付けてまいります。よろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

承認第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第4号は、承認することに決定しました。

議長 日程第8、承認第5号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、9ページにあります、承認第5号「専決処分の承認について」。本件につきましては、令和3年度税制改正に伴う「地方税法等の一部を改正する法律」が3月31日に公布され、原則として本年4月1日から施行されることにより、町の税条例においても所要な改正が必要となったため、3月31日に専決処分したものであります。

施行期日は本年4月1日のほか、一部令和4年1月1日、令和6年1月1日施行など、法律の改正内容によりそれぞれ異なりますので、施行期日や改正内容等に応じて、第1条、第2条に分けて改正するものであります。

なお、改正概要、詳細な内容につきましては、財政課長のほうから説明します。

財政課長 それでは、改正の内容を説明します。改正の概要は副町長が説明のとおりですけれども、内容としてわかりやすく聞いていただくため、本日議案のほうで33ページのほうに資料が載っていますけれども、同じもの別

途本日お配りした、A4縦長2枚の概要、こちらのほうを見ていただきたいと思います。それから、副町長が申しましたように第1条、第2条から成っておりますけれども、この概要と改正条文の次にある、横長の新旧対照表、議案のほうは16ページからになりますけれども、こちらで行いますので両方見比べていただきたいと思います。

最初に概要の表の見方として説明します。左が町の税条例の条文です。真ん中は対応する地方税法等のほうで、右側が改正の概要です。施行日については、概要の一番上、第24条第2項の欄に米印で「R6. 1. 1施行」とありますけれども、令和6年1月1日施行。その下、「R4. 1. 1施行」ということになっておりますけれども、このような記載のない改正は、令和3年4月1日からの施行となっております。

それでは、概要の1枚目と新旧対照表16ページを御覧ください。第24条です。個人町民税の均等割の非課税の範囲です。非課税を決める際に、納税義務者の世帯人員数、つまり、本人と同一生計配偶者及び扶養親族の合計数に応じて、非課税限度額が算定されることになっておりますけれども、この場合の扶養親族の見直しです。以前から国外に居住する親族で、一定以上の所得があるにもかかわらず、扶養控除の対象とされていることの指摘がありまして、令和2年度、昨年度ですね、国税の改正において扶養親族の見直しが行われました。それを踏まえた地方税法の改正に伴う税条例の改正となります。

新旧対照表を見ていただきますと、まず、16歳未満の者を扶養親族に加えております。また、それから控除対象扶養親族とありますが、これは扶養親族のうち、16歳以上の者のことです。ただし、ここには30歳以上70歳未満の国外居住者の場合は、留学生や障害者、及び38万円以上の送金等を受けている人のみ対象となる、ということで、それ以外の方は控除対象扶養親族としないとするものです。ちょっとわかりにくいですが、要は、一定の所得がある人は扶養親族としないよ、という。それ以外の人を扶養親族としますということです。

町においては、おそらく該当する人はいないと思いますけれども、先ほどいいましたように、施行につきましては令和6年1月1日となります。

続いて、34条7です。国税の改正において、独立行政法人や、社会福祉法人への寄付金控除について、その対象となる寄付金から、その団体の出資に関する業務に充てることが明らかな寄付金を除くという改正がありましたことを踏まえて改正するものです。こちらは、令和4年1月施行ですので、令和5年度分の町民税から実施となります。

続きまして、36条の3の2、1つ飛んで、36条の3の3第4項、さらに

もう1つ飛んで、53条の9。3つの改正ですけれども、改正内容の趣旨が同じですので、一括して説明します。新旧対照表は、18ページの上段の第4項、下段の第4項、次のページの中段となります。

何かといいますと、要は給与所得者及び公的年金受給者の扶養控除等申告書、それから退職所得の申告書、こちらにつきましては、書類以外に電子データでも提出できますけれども、その場合、給与支払者等は、所管する税務署長の承認を得る必要があります。事務の簡素化と考えられますが、その手続を不要とする改正となっております。

概要のほう、上から4つ目、36条の3の3の第1項、新旧対照表は戻っていただいて、18ページの中段になります。

内容としましては、最初の24条で説明したとおり、扶養親族の見直しを受けた改正です。公的年金等受給者の扶養親族申告書のことを規定しているこの条文におきましても、扶養親族は16歳未満の者と、控除対象扶養親族に限られることとなりますけれども、新旧対照表の右側にあるとおり、そもそも、扶養親族から控除対象扶養親族が除かれておりますので、この場合の扶養親族は16歳未満の者のみとなるということで、16歳未満の者に限るというふうに書いてあります。

次のページ上段です。新旧対照表、次のページ、19ページの上段です。53条の8。次の53条の9で、第3項、第4項を追加しておりますので、その第3項に退職所得申告書という表現がありますので、その旨を追加する改正です。

次のページ、77条及び78条。削除となっておりますけれども。今回の地方税法とは関係ありませんけれども、固定資産評価審査委員会の関係です。別に固定資産評価審査委員会条例がありますので、今回の改正に合わせて、整理する意味で全て削除します。

その下です。81条の4。軽自動車税の環境性能割の税率についてです。地方税法の改正で読替え規定が追加されたことに伴う追加です。

その下、附則第5条です。これも最初の第24条の改正と内容は同じですけれども、24条は均等割についてですが、こちらは所得割についての改正となります。ですので、内容的には一緒になります。

新旧対照表、次の21ページです。附則第6条、医療費控除の特例として、いわゆる医療費の適正化に資するとの観点から、セルフメディケーション税制というのがあります。その制度を5年間延長するものです。

その下、附則第10条の2です。地方税法の改正で削除した条項や、新設した項がありますので、項ズレが生じます。それに合わせる改正です。

続いて附則第11条。これも、地方税法等の改正とは関係ありません。新

旧対照表の右側を見ていただきますと、第 11 条の（7）というところで、市街化区域農地とありますが、御存じのように設楽町には都市計画がありませんので、市街化区域農地は存在していません。条例を改正する場合に国から見本というか、準則といいますけれども、それが示されます。これは、全ての市町村を対象としておりますけれども、団体のレベルに合わせて取捨選択をして必要でないものは載せておりません。ときの担当の人がそのまま載せてしまったのかなと思われましてけれども、今回説明したとおり、該当はないので、この条文は不要ということで削除します。

続いて、その下、11 条の 2 です。固定資産税の土地に関することです。土地の下落が続いている市町村では、——設楽町も実はほとんどの土地が下落傾向ですが、3 年に 1 回の評価替えだけでは、土地の下落に対応できないため、時点修正ということで、毎年度 7 月 1 日時点での土地の価格調査を行い、その価格を翌年度の税額に反映させておりますけれども、この特例措置を引き続き 2 年間延長するという改正です。

概要のほう 2 枚目にいきます。新旧対照表は附則 12 条と 13 条ですので、23 ページ、24 ページです。

こちら固定資産税の特例措置です。1 つは、そもそも、過去から行っておりますけれども、評価額が上がると税額が急激に上がってまいりますので、それをならすための負担調整措置というのを代々行っております。それを 3 年間延長しますよ、ということ。

2 つ目は、令和 3 年度の土地の評価替えに際しては、令和 2 年、前の年の 1 月 1 日時点での評価額を基準とすることになっておりますけれども、都市部では土地の価格が上昇しており、結果的に令和 3 年度固定資産税の増加につながります。しかしながら、コロナの影響で収入の減少等があったことを考慮して、令和 3 年度のみの特例として、評価額が上昇した場合でも税額は据え置くという地方税法の改正を受けての改正です。

設楽町の場合は、土地の評価はゴルフ場以外ほとんどが下落、数か所のみ据置きという傾向ですので、改正後の規定はゴルフ場所有者の一部の方のみ適用されます。

続きまして、附則 13 条の 2、25 ページの下段です。市街化区域農地に関することですので、こちらを全文削除とします。

次の 26 ページの一番上の上段です。附則 14 条です。固定資産税の免税点に関する特例の内容ですが、内容自体の変更はありませんけれども、旧改正前ですと、市街化区域農地の部分が入っておりますので、それを削除して体裁を整えるため、全文改正をしております。

その下、附則 15 条です。特別土地保有税の特例に関する改正です。こち

らは、県税である、不動産取得税の特例措置と連動しておりまして、こちらが3年間延長するので、この特別土地保有税も3年間延長するというものです。

次の27ページ、附則15条の2。軽自動車税を取得する際に支払う環境性能割の1%軽減措置の9か月延長です。これは、コロナの影響緩和として延長されるというものです。

その下、15条の2の2。読替え規定の追加に伴う項の追加です。

その下です。附則16条。軽自動車税の種別割。今までの軽自動車税のことですけれども、環境に配慮したグリーン化特例の内容の見直しと、2年間の延長を行うというものです。改正後を見ていただくと、第6項から第8項を追加をしておりますけれども、その追加により、項ズレが生じるという改正の内容も含まれております。

新旧対照表、続いて、29ページの下段、附則16条の2、今説明した16条の改正に伴う項ズレの反映です。

最後、新旧対照表30ページです。附則の第25条。この条文につきましては、令和2年の4月にコロナの関係で追加しております。何かと言いますと、住宅ローン控除の適用期限。そのときには1年延長するという改正を行っておりますけれども、コロナの影響が続いているということで、更に延長をする改正ということで、第2項を追加するものです。税額控除の適用期限を令和15年度から令和17年度まで。それから、その適用を受ける条件として、新築家屋等への入居期限を令和3年12月31日から更に1年間延長する改正となっております。

以上が第1条分です。

続いて、第2条分ですけれども、新旧対照表は、31、32ページです。こちらにつきましては、令和2年度の税制改正に対応するため、令和2年3月31日に改正した――昨年度ですね、昨年度も同じように専決処分で改正した税条例の一部改正を更に改正するものです。内容としましては、そのときに法人税の連結納税制度の廃止が行われました。その関係で、その部分を今回の地方税法の改正に伴って項ズレが生じたこと、及び、逆に項を追加したこと、それから削除漏れがあったということで、今回、第2項で削除漏れを追加しているという条文です。

以上です。

副町長 すみません、先ほど私の説明の中で、一部施行期日について、一部令和6年4月1日という説明をしましたが、誤りで、令和6年1月1日であります。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論を終わります。

承認第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第5号は、承認することに決定しました。

議長 日程第9、承認第6号「専決処分の承認について」及び日程第10、承認第7号「専決処分の承認について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、35ページの承認第6号、及び48ページの承認第7号について、一括で説明します。

承認第6号「専決処分の承認について」。令和3年度一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,893千円を追加し、予算総額を5,764,239千円として、本年4月1日に専決処分したものであります。

歳出の「補正予算に関する説明書」46、47ページをお開きください。

4款衛生費 1項2目予防費は、いずれも「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、新年度予算編成時には内容が不確定で計上できないものがありましたので、今後の新型コロナウイルス感染症予防、まん延の防止等を図る「ワクチン接種事業」を計画的かつ確実に実施するための準備予算を速やかに編成して、各システムの構築・執行を円滑に図るため、専決処分させていただいた補正予算であります。

具体的には、ワクチン接種ウェブ予約システムの導入について、12節委託料825千円、及び13節の年間利用料968千円の新規計上と、健康カルテシステムの改修による「ワクチン接種記録システム」の導入に要する予算として、1,100千円の委託料を新規に計上するものであります。

続きまして、歳入につきましては45ページですけれども、歳出補正額2,893千円が国庫補助金の補助対象として全額交付されますので、15款国庫支出金 2項3目衛生費国庫補助金の「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業補助金」を追加するものであります。

続きまして、48 ページ、承認第 7 号「専決処分の承認について」令和 3 年度一般会計補正予算(第 2 号)は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2,090 千円を追加し、予算総額を 5,766,329 千円として、4 月 7 日に専決処分したものであります。

歳出の「補正予算に関する説明書」59、60 ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項 2 目予防費は、国から納入された「新型コロナウイルスワクチン冷凍庫」について、災害等による停電時の予備電源を確保するため、移動式リチウムイオン蓄電システム機器を早急に配備する必要が生じたことから、4 月 1 日専決の補正予算第 1 号に続き、第 2 号の補正予算として当該備品購入費を計上するものであります。

歳入につきましては、前ページの 58 ページ。補正予算第 1 号と同様で、歳出補正の全額を「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業補助金」に追加計上するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第 6 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 今朝の町長の行政報告の中にもありましたけれども、せっかくシステムを導入しても、電話がなかなか繋がらないということで、町民の方々、いらいらされた方がかなりみえると聞いています。それは、今回終わったことなので、仕方がない部分があると思うのですけれども。次回からぜひシステムを導入するときには、せっかくウェブでパソコンや携帯から予約ができるようなシステムを構築して町民の皆さんに知らせるべきだと思いますけれども、その辺のことをシステムを管理している総務課長はどういうふうにお考えでしょうか。

総務課長 今の件でありますけれども、今回 65 歳以上のタイミングで運用ができませんでした。運用のほうができる準備がようやくできましたので、今後ウェブの受付、こちらも平行して進めていくように、進めてまいります。

以上です。

2 原田 今回の予防接種の受付ができるという話なんですけれども、これから、すべての部分についてやっぱりそういう形で検討していただきたいと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

総務課長 詳細を確認しながら、そのような方法で検討してまいりたいと思います。

以上です。

1 七原 直接住民の方から聞いた話なのですが、今回、電話が繋がりにくいと

いうことは今同僚議員のほうからお話があったのですけれども。その件で、役場のほうに来たところ、役場の窓口で受付をしてくれたという方を複数名お話を聞きましたので、それはどういった経緯でそうなったのかなというのが1つと。

次回からは、そういったことを方法として含めるのか含めないのかということも事前にきちんと説明をしていただいた方がいいと思うのですが、その辺いかがでしょう。

保健福祉センター所長 七原議員の質問ですけれども、今回、役場の窓口で受付をしてもらったという事実は、こちらの保健福祉センターのほうでは確認をしておりません。保健センターのところに来てくださった方は、受付をしました。今後64歳の方が始まった場合には、優先順位をつけるのですとか、基礎疾患のある方を優先させるとか、今回のような混雑が少しでも解消されるような工夫をしていきたいと思っております。

1 七原 今回の事に関しては、保健センターに直接行けば、受付をしていただけると最初からなっていたのでしょうか。

保健福祉センター所長 今回は、電話のみの予約というところで始めておりました。あまりにも繋がらなくて、来てくださった方に対して、こちらでも窓口に来てくださった方をまた電話で、ということが大変だと思いましたので、急きょ受け付けることにしてしまいました。

以上です。

1 七原 そういふことがあると、言われたのが、端的に言えば、役場職員とかおまえら議員の家族が先に予約ができるようにそういうふうを受け付けているのではないかと、言われたものですから。うちの親は三日目によくつながったので、そんなことはないと思いますよ、と話はしたのですが、あらぬ誤解を招く可能性がありますので、今後は一つ気を付けてください。

以上です。

議長 ほかにございせんか。

10 田中 電話が混んで、いろいろ住民の方がパニックに、パニックというか大変な事態になったのですが、電話を準備するときから、そういうことを予想されたと思うのですが、いろいろな、マスコミでも報道されておりましたよね。そこら辺は考えて、当日の体制にしたのでしょうか。

保健福祉センター所長 テレビなどで予約が殺到するという情報は聞いておりましたがけれども、現在の保健福祉センターの電話回線では、2回線を設けることが設備上難しく、少々こちら大都市ほどの混雑はないであろうというような、もくろみの誤りがあったかとは思いますが、その当時最大限の回線を確保して対応する予定でおりました。

以上です。

10 田中 そうすると、今後予想されるときには、保健センターのコール電話だけではなくて、本庁舎の電話にも広げるとか、そんなことは考えていますか。

保健福祉センター所長 本庁舎のほうへ予約の電話を広げるということは考えておりません。

10 田中 そうすると、今回のような混乱を何度も繰り返すということになりますよね。そうすると、行政の対応としては、非常にまずいなということになりますけれども、それは、町民からの批判も、あるいは、まずいなという事態も甘んじて放置するというようになるのでしょうか。

保健福祉センター所長 高齢者のときには皆さんに御迷惑をおかけしてしまったのですが、先ほどもありましたように、ウェブでも予約が開始できるようになりますし、先ほども申しましたように、優先順位をつけるなど、基礎疾患の方を優先するとか。そのような段階的な予約などの方針を考えていきたいと思っておりますので、今後今回のような混雑にならないようにしていきたいと思っております。

議長 ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論を終わります。

承認第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第6号は、承認することに決定しました。

議長 承認第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 60 ページに、移動式リチウムイオン蓄電システム、この大変2,090 千円使って、名目は停電したときに、コロナの接種が滞りなくできるように、そういうものを配備するのだということのようですけれども、これは、ほかの場合にも使えるように思うのですが、今後の活用形態はどういうふうになっているのでしょうか。

保健福祉センター所長 今回購入する蓄電システムのほうは、マイナス75度の

ディープフリーザーにも対応できるということで購入をするものです。今後災害時等の対応につきましては、コロナワクチンの保存用として買ってはいるものの、活用できるときには……専用の冷蔵庫の活用になっているものですから、災害時に移動して使うというのは難しいのではないかと考えております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ごございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

承認第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第7号は、承認することに決定しました。

お諮りします。時間が12時4分前となりました。ここで休憩をとりたいと思っておりますがいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長 定刻になりましたので再開します。

日程第11、議案第43号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」及び日程第12、議案第44号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、61ページの議案第43号「一般会計補正予算」及び議案第44号「つぐ診療所特別会計補正予算」について、一括で説明させていただきます。

今回の補正は、一部の追加計上を除き、新型コロナウイルス感染症対策、及びワクチン予防接種事業等に係る予算がほとんどであります。

では、議案第43号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」に

ついて説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 28,515 千円を追加し、予算総額を 5,794,844 千円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」について、64 ページの第 2 表「地方債補正」に記載する過疎対策事業債に係る「名倉体育館改修事業」については、財源を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に充当替えしたことにより、全額を減額する補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」71、72 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項 3 目電子計算費は、前年度予算で整備しました「職員用端末」及び「インターネットタブレット端末」を活用するため、分散勤務の主要施設である津具総合支所及びしたら保健福祉センターにおいて無線ネットワーク環境を構築するものであります。

また、18 節負担金補助及び交付金は、この 2 施設におけるフリースポット回線導入に係る北設情報ネットワーク負担金であります。

3 款民生費 1 項 9 目新型コロナウイルス感染症対策費の 10 節需用費は、コロナ感染症拡大防止を図るため、町内の社会福祉施設や公共施設等に感染予防物品の配布、又は備蓄するための追加補正であります。

11 節役務費は、国から新型コロナウイルス感染症の流行下における高齢者等への検査助成事業として補助事業が示されたことにより、補助単価 1 件 7,500 円で即時対応可能な「抗原定量検査」の実施に係る 100 名分の手数料 750 千円に、初診・再診料相当の額を加算した費用を新規計上するものであります。

なお、補助対象の検査手数料 750 千円の 2 分の 1 は、「疾病予防対策事業費国庫補助金」として 375 千円交付され、残り 522 千円は「コロナ感染症地方創生臨時交付金」を財源充当するものであります。

4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費は、コロナ感染症予防のため、したら保健福祉センターにおいて不特定多数が利用する、「トイレ」及び「消毒室」の手洗い場の蛇口 11 か所を「自動水栓」に切り替える工事請負費の新規計上であります。

2 項予防費は、コロナワクチン接種体制を確保する事業費の追加計上であります。

1 節報酬は、予防接種法に基づき、予防接種に起因すると思われる健康被害の発生に際し、調査・審議する委員会に係る委員報酬 3 名、2 回分の新規計上です。

10 節需用費及び 17 節備品購入費は、コロナワクチン接種事務関連用品、

及び接種者送迎用車両のほか、接種会場で要する備品に係る補正予算であります。

また、11 節役務費は、予約確認通知の発送用や、接種会場での携帯電話に係る通信運搬費、及び自動車損害保険料でありまして、12 節委託料は、ワクチン接種会場送迎に係るシルバー人材センターへの委託料であります。

なお、当該予防費の補正額は、全額が「ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」として交付されるものであります。

74 ページ 3 目つぐ診療所費は、特別会計における「発熱外来診療体制確保支援事業補助金」及び「高齢者等簡易抗原定量検査診療報酬」の財源の増額に対し、検査キットの購入費を相殺した補正でありまして、詳細は特別会計で説明します。

76 ページ 5 款農林水産業費 1 項 2 目農業振興費の「トマトパイプハウス施設等設置事業補助金」は、当初申請分に対し、住民から「雨除けハウス」2 施設、「灌水施設」3 施設の追加要望があり、それぞれの上限額に基づき、5 施設、3,500 千円を追加する補正であります。

2 項 3 目林道事業費の 12 節委託料は、3 月下旬の春の大雨により、林道境川線の路肩が延長 50 メートルにわたり決壊しました。本林道内の災害箇所は、3 月議会において工事請負契約の締結を議決されました「簡易水道導水管布設工事」の路線内にありますので、早急に復旧しないと導水管布設工事に大きな支障が生じますことから、当該林道箇所における地質調査及び林道測量設計業務に係る委託料を追加する補正であります。

なお、工事請負費につきましては、6 月補正で計上しますのでよろしく申し上げます。

8 款消防費 1 項 1 目常備消防費は、設楽分署建設から約 20 年を経過し、老朽化によりホース乾燥塔の巻き上げ機が空回り等の不具合が生じることから、早急に修繕するため補正するものです。

9 款教育費 1 項 2 目事務局費は、「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組として、昨年度整備した児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末について、目的外接続を制限するセキュリティ管理機能を各台に追加するため、初期設定手数料 385 千円と、10 月以降の 1 台当たり月額 150 円の使用料 255 千円を追加計上する補正であります。

78 ページ 3 目新型コロナウイルス感染症対策費は、昨年度と同様、教育委員会関係のコロナ感染症対策予算として新たな目を設けたもので、10 節需用費は、小中学校を始め学校調理場、社会教育施設等における、消毒用アルコール、消毒器、マスク、ビニール手袋等の新型コロナウイルス感染症対策用品に係る補正予算であります。

14 節工事請負費は、ワクチン接種会場であり指定避難所の名倉体育館の改修について、当初予算では社会体育施設管理費に「屋根防水工事費」2,972 千円を計上していましたが、天井部及び壁の腐食が判明したため、1,299 千円を追加した上で、コロナ関連事業として再計上する補正であります。

17 節備品購入費は、奥三河郷土館の個別スペースへの空気清浄機 6 台及び職員通用口用の非接触式体温検知器の追加配備に要するものです。また、移動式音響反射板は、舞台と客席を離し、合唱の声や演奏音を遠くの席まで効果的、効率的に反射させて音量と響きを増加させるため、8 セット購入するものであります。

4 項 5 目町民図書館費は、自宅で過ごす時間の充実のため、昨年度に引き続き、「図書館パワーアップ事業」として、両方の図書館にそれぞれ 100 万円ずつ図書購入費を追加するものであります。

5 項 2 目社会体育施設管理費は、当初予算に計上済みの「名倉体育館屋根防水工事」を、1 項 3 目新型コロナウイルス感染症対策費に増額して組み替えたことにより、全額を減額する補正です。

続きまして歳入について、説明書の 69 ページ、70 ページをお開きください。

15 款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金は、歳出補正額の新型コロナウイルス対策関連費用 15,782 千円の全額に、既存の図書費 900 千円を加え、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」へ充当するものであります。

また、「疾病予防対策事業費補助金」は、歳出の抗原定量検査手数料に補助率 2 分の 1 を乗じたもので、いずれも新規計上であります。

3 目衛生費国庫補助金は、「コロナ感染症ワクチン接種体制確保事業」に係る歳出の補正額全額を予防費補助金に追加する補正であります。

19 款繰入金 2 項 3 目財政調整基金繰入金は、コロナ感染症対策費以外の「パイプハウス設置補助金」等の一般財源 12,222 千円の増額から、感染症対応地方創生臨時交付金への振替分 3,788 千円を差し引いた財源更正でありまして、8,434 千円を財政調整基金から繰り入れる増額補正であります。

22 款町債 2 項 6 目教育債は、名倉体育館改修事業の財源をコロナ地方臨時交付金に振り替えたことによる減額補正であります。

続きまして、79 ページ 議案第 44 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 501 千円を追加し、予算総額を 87,111 千円とするものであります。

歳入から説明しますので、「補正予算に関する説明書」86、87 ページをお

開きください。

1 款診療収入 1 項 5 目その他診療等収入は、一般会計で説明しましたように、100 人分の「高齢者等抗原定量検査手数料」収入であります。

6 款国庫支出金 1 項 1 目国庫補助金は、想定より発熱外来患者数が下回ったことにより、「発熱外来診療体制確保支援補助金」に係る令和 2 年度実績額と当初交付額の差額分として、令和 3 年度に追加交付されるものであります。

戻りまして、4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、1 款及び 6 款の補正増額分 3,317 千円から歳出補正額 501 千円を除いた額を減額する補正であります。

続きまして、歳出につきましては、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、歳入補正の「発熱外来診療体制確保支援補助金」及び診療収入を人件費に充当するするための財源更正であります。

2 款医業費 1 項 1 目医業費は、高齢者等の「抗原定量検査」に要する検査キット 100 人分を新規計上する補正で、財源は診療収入を充当しています。

以上で終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 高森 78 ページのさっきの名倉体育館の件ですが、新型コロナ対策費を充当するので、290 万近く補正するという形だったのですが、これは、あの体育館をコロナワクチンの接種用の会場に指定するから、そういうふうなコロナ用の予算が転用できたのか、その辺の説明をもう 1 回お願いします。

副町長 先ほども申してありましたように、天井部分と壁部分で改修が判明したものですから、既存の予算 2,972 千円に、130 万円ほど加えて、それで四百数十万になるのですけれども、その額をコロナ対策費のほうで計上したので、ここは減額したということで。なぜコロナかという、今言ったようにワクチン接種会場でありますし、指定の避難所でありますので、今回その財源を充当して実施するということでもあります。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第 43 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論を終わります。

議案第 44 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。東三河広域連合議会議員 土屋浩君が辞職しましたので、議員の選任が必要であります。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 20 とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長 議案を配付いたします。

〔(選挙第 3 号)「東三河広域連合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第 20、選挙第 3 号「東三河広域連合議会議員の選挙」を、議題とします。お諮りします。ここで、休憩したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午後 1 時 23 分

再開 午後1時27分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。「東三河広域連合議会議員の選任」につきましては、議長に一任という意見をいただきまして、東三河広域連合議会議員として、原田直幸君を指名いたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただ今議長が指名しました原田直幸君が東三河広域連合議会議員に当選いたしました。原田直幸君がここにおりますので、告知いたします。

議長 お諮りします。北設広域事務組合議会議員が辞職いたしましたので、議員の選任が必要であります。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第21とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題にすることに決定をいたしました。

議長 「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配布いたします。

〔(選挙第4号)「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第21、選挙第4号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を、議題といたします。お諮りします。ここで、休憩したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の皆さまは、委員会室へお集まりください。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時34分

議長 北設広域事務組合議会議員の選挙を行います。ただ今、指名推薦ということでございましたので、結果を報告させていただきます。

北設広域事務組合議会議員に、今泉吉人君、山口伸彦を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました、今泉吉人君、山口伸彦を当選人と定める事に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただ今、議長が指名いたしました、今泉吉人君、山口伸彦が北設広域事務組合議会議員に当選いたしました。

議長 先ほど、私から 町長へ監査委員の退職願を提出いたしました。町長はこれを承諾し、後任の監査委員の選任について「設楽町監査委員の選任について」の議案が提出されました。お諮りします。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 22 とし、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、日程第 22 とし、議題にすることに決定いたしました。

議長 議案を配付をお願いいたします。

〔(同意第 2 号)「設楽町監査委員の選任について」配付〕

議長 地方自治法第 117 条の規定に従いまして、金田敏行君の退場を求めます。
〔金田敏行君退場〕

議長 日程第 22 (同意第 2 号)「設楽町監査委員の選任について」を、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 2 号「設楽町監査委員の選任について」。下記の者を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。本件につきましては、山口伸彦監査委員の辞任に伴い、新たな監査委員を選任する必要があるためであります。氏名は金田敏行。

以上です。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。同意第 2 号の採決をします。

採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。起立全員でありますので、同意することに決定しました。

金田敏行君の入場を認めます。

〔金田敏行君入場〕

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、ただいま 金田敏行議員の監査委員の選任に同意の議決がされましたことをここに告知いたします。

議長 「閉会中の議会運営委員会の継続調査」。継続調査の申出を配付します。

〔「議会運営委員会の継続調査の申出書」配布〕

継続調査の申出配布を2つ同時に配布させていただきました。まず、「議会運営委員会の継続調査について」を審議願いたいと思います。

お諮りします。「議会運営委員会の継続調査について」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 日程第23「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を、議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 お諮りいたします。「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長 日程第 24「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を、議題といたします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 追加日程表と委員名簿を配付いたします。

議長 これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして閉会といたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後 1 時 48 分